

平成 23 年 第 2 回 定例会

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成 23 年 11 月 4 日

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会

平成23年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 (11月4日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○議席の指定	5
○副議長選挙	5
○副議長就任のあいさつ	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○広域連合長あいさつ	7
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○一般質問	23
○広域連合長あいさつ	33
○閉会の宣告	34
○署名議員	35
○議案審議結果一覧表	37

埼玉県後期高齢者医療広域連合告示第112号

平成23年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年10月28日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

1 期 日 平成23年11月4日 午後2時00分

2 場 所 さいたま市浦和区高砂3-17-15
さいたま商工会議所会館 2階ホール

平成23年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

議 事 日 程

平成23年11月4日（金曜日） 午後2時00分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 副議長選挙
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 諸般の報告
- 日程第 6 議案第 7号 平成23年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第1号)
- 日程第 7 議案第 8号 平成23年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業
特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第 9号 平成22年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決
算認定について
- 日程第 9 議案第10号 平成22年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業
特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 一般質問

出席議員（１７名）

２番 岩 崎 正 男
５番 田 中 暄 二
７番 富 岡 清
９番 石木戸 道 也
１２番 高 橋 督 儀
１４番 篠 田 文 男
１６番 高 橋 和 美
１８番 田 幡 宇 市
２０番 伊 藤 裕

３番 神 保 国 男
６番 岡 村 幸四郎
８番 関 根 孝 道
１１番 安 藤 重 男
１３番 松 井 優美子
１５番 菅 原 満
１７番 工 藤 薫
１９番 長 島 祥二郎

欠席議員（３名）

１番 木 下 博
１０番 野 川 和 好

４番 戸 張 胤 茂

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 須 田 健 治
事務局長 清 水 英 孝
事務局次長
兼総務課長 花 俣 寛

副広域連合長 関 口 定 男
事務局次長
兼保険料課長 尾 崎 康 治
給付課長 長谷部 洋 志

職務のため出席した者の職氏名

書 記 細 田 恒 男
書 記 新 井 聡

書 記 長谷部 竜 一

開会 午後2時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（篠田文男） 開会に当たりまして、議長から申し上げます。

欠員に伴う広域連合議会議員選挙が行われ、市議会議員選出区分から高橋督儀議員、松井議員、菅原議員が、町村議会議員選出区分から長島議員が当選されましたので、あわせて報告いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年度第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（篠田文男） これよりお手元に配付した議事日程によって議事を進行いたします。

◎議席の指定

○議長（篠田文男） 日程第1、議席の指定を行います。

新たな広域連合議会議員4名の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、高橋督儀議員を12番に、松井議員を13番に、菅原議員を15番に、長島議員を19番に、議長において指定いたします。

◎副議長選挙

○議長（篠田文男） 日程第2、副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（篠田文男） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（篠田文男） ご異議なしと認めます。

ただいま議長において指名することに決定しました。副議長に18番、田幡議員を指名いたします。

お諮りいたします。

議長において指名いたしました田幡議員を当選人と決めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（篠田文男） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました田幡議員が副議長に当選をされました。

副議長に当選をされました田幡議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎副議長就任のあいさつ

○議長（篠田文男） ただいま副議長に当選されました田幡議員より就任のあいさつをお願いいたします。

○18番議員（田幡宇市） 皆さん、こんにちは。

ただいま副議長の選任をいただきました、滑川町議会議長の田幡です。副議長という大役を仰せつかりまして、その責任の重さを痛感しているところです。この広域連合議会が住民の負託にこたえられますよう、議長を補佐をし、議会が円滑、公正に運営されますように、一生懸命努力を申し上げるところです。

皆様方におかれましても、引き続きのご指導、ご協力をお願い申し上げまして、大変簡単ではありますが、就任のあいさつにかえさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠田文男） ありがとうございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（篠田文男） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、11番、安藤議員、12番、高橋督儀議員、以上2名の方を議長において指名いたします。

◎会期の決定

○議長（篠田文男） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（篠田文男） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（篠田文男） 日程第5、この際、諸般の報告を行います。

広域連合長から提出された議案は、お手元に配付した写しのとおりであります。

また、議案説明者の出席について、広域連合長より送付された通知の及び例月現金出納検査について、監査委員より送付された結果の写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎広域連合長あいさつ

○議長（篠田文男） ここで、広域連合長からあいさつを行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

須田広域連合長。

○広域連合長（須田健治） 皆様、こんにちは。

広域連合長を務めております新座市長の須田です。

本日は、大変お忙しい中、当広域連合議会、本年度第2回目の開催をお願いしたところ篠田議長を初め、議員の皆様にはご参集をいただきました。まことにありがとうございます。

また、先ほどご紹介ございましたが、高橋議員、松井議員、菅原議員、長島議員には、当広域連合議会の議員としてご当選をされたところです。今後とも、当広域連合の議会の運営等につきまして、私からも特段のご協力方をお願いを申し上げておきたいと思いをします。

また、田幡議員におかれましては、副議長に当選をされました。今後とも、議会運営でのご尽力を改めてまたお願いを申し上げる次第です。

当広域連合ですが、平成20年スタートいたしまして、20、21の保険料、それから22、23の保険料、2回進めてきたところです。当初は、51万人という埼玉県民75歳以上の方々の連合でありましたが、この9月末では61万1,200人、もう大変なふえ方です。

そんな中、収納率ですが、平成22年度の収納率を見ますと、この後、決算認定の中でもご説明申し上げますが、99.12%ということにして、21年に比べまして0.17ポイント改善をしております。そんな状況です。

反面、医療費ですが、医療給付費につきましては21年度4,415億6,000万円、大変な伸びでして、前年に比べまして8.31%の伸びと、こんな状況になっております。

国におきましては、民主党政権になりましてから、この後期高齢者医療制度については廃止が打ち出されております。24年度をもって廃止ということでしたが、諸般の事情もありまして、25年度からの新たな制度移行、これは棚上げになっておりまして、廃止の法案也未提出という状況にあります。新制度の移行も、当面は24、25はこのままいくと、こういう状況のようであります。

そうなりますと、24、25の保険料、この決定、医療費、つまり保険給付費、医療給付費の動向を見ながら保険料等も検討をいただくということになるわけですが、現在、懇話会、有識者あるいは各代表の方々からいろいろご意見をちょうだいしておりまして、議論をいたしていただいております。前回は引き下げを行ったわけですが、今回も据え置きあるいは引き下げができればいいわけですが、出来高払いのところもありますので、なかなか医療費の伸び等を見ますと厳しい状況ですが、いずれにしても廃止は先送りをされておりますので、県民の皆様の健康、生命を守るためにしっかりと当広域連合事業の展開をしていきたいと考えているところです。

篠田議長を初めとする議員の皆様の特段のご協力もお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

きょうは、補正予算あるいは22年度の決算認定等の議案も提案をさせていただきました。慎重なるご審議の上、可決、ご認定いただきますよう重ねてお願い申し上げまして、ごあいさつ

といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（篠田文男） 日程第6、議案第7号「平成23年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

花俣事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（花俣 寛） それでは、議案第7号「平成23年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー2とありますA4判横長の平成23年度一般会計・特別会計補正予算及び補正予算説明書となっている資料の3ページをお開きください。

まず、一般会計補正予算の総額ですが、中ほどに記載しております第1条のとおり、歳入歳出それぞれ2,519万9,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を14億1,780万1,000円とするものです。

次に、歳入歳出の内訳についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊となっております、今度はナンバー6と右肩に書いてありますA4判横長の議案参考資料、恐れ入りますが、3ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、歳入についてご説明申し上げます。

表上段の負担金、共通経費負担金ですが、こちら7,516万1,000円を補正減額するもので、これは平成22年度の一般・特別のそれぞれの会計で発生した決算剰余金のうち、共通経費負担金を収入することによりまして、その相当額の共通経費負担金を減額するものです。内訳につきましては、右、内容の概要に記載のとおり、一般会計分として4,996万2,000円、特別会計分といたしまして2,519万9,000円となっております。

下段の前年度繰越金につきましては、平成22年度の一般会計歳入歳出差引額4,996万2,000円を前年度繰越金として収入するものです。

次に、歳出ですが、次の4ページをお開きください。

こちら表の事務経費繰出金ですが、こちらが平成22年度の特別会計決算剰余金の中で、共通経費負担金に係る分を特別会計の前年度繰越金として収入することから、それと同額の2,519万9,000円を事務経費繰出金から減額するものです。共通経費負担金につきましては、一般経

費でまず全額を収入いたしまして、そのうち特別会計分を繰出金として支出するという形をとっておりますので、このような補正予算となるものです。

以上で議案につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（篠田文男） これより質疑を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（篠田文男） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（篠田文男） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（篠田文男） なければ、討論を終結いたします。

これより議案第7号「平成23年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（篠田文男） ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は原案どおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（篠田文男） 日程第7、議案第8号「平成23年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

尾崎事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（尾崎康治） それでは、議案第8号「平成23年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、先ほどと同じ右肩にナンバー2とありますA4判横長の平成23年度一般会

計・特別会計補正予算及び補正予算説明書の15ページをお開きください。

まず、特別会計補正予算の総額ですが、中ほどに記載しております第1条のとおり、歳入歳出それぞれに42億716万円を追加し、総額を5,069億4,916万円とするものです。

次に、歳入歳出の内訳についてご説明を申し上げます。

大変恐れ入りますが、別冊となっております、右肩にナンバー6とありますA4判横長の議案参考資料をごらんください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。7ページをお開きください。

表の一番上、市町村支出金の療養給付費負担金の過年度分ですが、これは平成22年度療養給付費の精算により不足が生じた市町村負担分として5,217万7,000円を計上するものです。

次に、国庫支出金の表の上段、療養給付費負担金の過年度分及び高額医療費負担金の過年度分、これは平成22年度分の精算により追加交付される負担金分について、1億6,895万1,000円と201万6,000円をそれぞれ計上するものです。

次に、その下段の後期高齢者医療制度事業費補助金は、保険者機能強化事業補助金として市町村の行う収納対策事業を実施するための補助金が交付されたことにより、116万6,000円を計上するものです。

次に、県支出金の表の療養給付費負担金の過年度分及び高額医療費負担金の過年度分は、先ほどご説明いたしました国庫支出金と同様に、平成22年度分の精算により追加交付される負担金分について、833万1,000円と201万6,000円をそれぞれ計上するものです。

次に、繰入金の表の一般会計繰入金は、次の表の繰越金と関連しておりますが、前年度繰越金として共通経費負担金分も繰り越すことから、相当額の2,519万9,000円を一般会計繰入金から減額するものです。

次に、その下の表の繰越金は、平成22年度の特別会計の歳入歳出差引額を前年度繰越金として39億9,770万2,000円を追加計上するものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。同じく資料の8ページをごらんください。

一番上の表、収納対策等に係る経費は、歳入のところでご説明いたしましたが、国から後期高齢者医療制度事業費補助金を財源として、収納対策事業を実施する市町村へ補助金116万6,000円を交付するものです。

次に、基金積立金の上段の保険給付費支払基金積立金は、平成22年度保険料繰越分や市町村療養給付費負担金精算分、国の療養給付費負担金の精算分など、合わせまして58億3,288万8,000円を基金に積み立てるものです。

その下段、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金は、平成22年度に保険料の軽減分に充てるため基金を取り崩したものの、不用額となった3億5,518万4,000円を臨時特例基金に積み戻

すものです。

次に、諸支出金の国県支出金等返還金につきましては、平成22年度の療養給付費等の実績に基づく精算によりまして、市町村支払基金等への返還する費用など、合わせて10億1,792万2,000円が必要となりますが、当初予算で30億を計上しておりますので、差し引き不用額19億8,207万8,000円を減額するものです。

以上で議案につきましてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（篠田文男） これより質疑を願います。

17番、工藤議員。

○17番議員（工藤 薫） 伺います。

初めに、療養給付費の22年度の精算ということで、市町村と国と県のそれぞれ支出金が補正予算に出ております。これは22年度の決算にもかかわりますが、医療費に対する負担割合というのがそれぞれ決まっておりますが、それぞれ市町村と県の負担割合は12分の1ということで同じはずですが、補正予算額にしてみれば随分大きな違いがあります。結果的には、負担割合が同じ形になっていくのかという、補正後の状態はどうだったのかということをお伺いします。どうして、こういう差があるのかということです。

それと、2点目は、保険者機能の強化事業ですが、戸田市ということで、この事業については具体的にどういう事業であったのかをお願いします。

特に、収納率が低いということで戸田が選ばれたということではないのか、どういう理由で戸田を選んだのかということをお願いします。

○議長（篠田文男） 尾崎事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（尾崎康治） それでは、お答えを申し上げます。

療養給付費負担金の関係ですが、負担割合につきましては県、市町村とも12分の1ということです。最終的には精算で一致いたします。当該年度につきましては、それぞれ若干、いろいろな理由がありまして額は変わりますが、翌年度精算で必ずきちんとその額につきましては同じ額になるという形で、2カ年で対応しておりますので、精算で同じ額になっております。

それから、2点目の収納対策事業の関係ですが、こちらは戸田市が対象になっておりまして、戸田市につきましては人の異動がいろいろあるということで、なかなか収納率が高めるのが難しいというふうな事情もありまして、そういった中で収納対策のためにマンパワーを確保して、休日夜間ですとか、そういった相談窓口を設けたり、いろいろな収納対策を充実しております。そういった部分が一応、国のほうでモデル事業として認められたものというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠田文男） ほかにありませんか。

17番、工藤議員。

○17番議員（工藤 薫） それでは、療養給付費の負担金については2年間で12分の1が、それぞれ市町村支出金と県支出金が結果的には2年間で合うという、そういうことでよろしいんですね。

それと、戸田市の収納率は実際どうなのか、たしか22年度も23年度も、たしか戸田だったと思いますが、それぞれについて教えてください。

○議長（篠田文男） 尾崎事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（尾崎康治） 戸田市の収納率についてお答えいたします。

戸田市の収納率、普通徴収分の収納率につきましては21年度で98.58%、22年度が98.52%、若干下がっておりますが、大体ほぼ98.5%程度で同じぐらいの額という形になっております。

○議長（篠田文男） ほかにありませんか。

17番、工藤議員。

○17番議員（工藤 薫） この98.52%というのは、埼玉県下でもそんな低いほうではないというふうに思いますが、64市町村でしたか、その中では何位なんですか。ちょっとそこが、普通徴収ですね。

○議長（篠田文男） 尾崎事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（尾崎康治） 戸田市の普通徴収で98.52%につきましては、順位といたしましては25番目です。

○議長（篠田文男） ほかにありませんね。

（「なし」の声あり）

○議長（篠田文男） ほかになければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（篠田文男） 次に、賛成討論はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（篠田文男） なければ討論を終結いたします。

これより議案第8号「平成23年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（篠田文男） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決いたしました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（篠田文男） 日程第8、議案第9号「平成22年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

花俣事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（花俣 寛） それでは、議案第9号「平成22年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー3とあるA4判横長の一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類をごらんください。

まず、歳入ですが、2ページをお開きください。

表の下段、一番下ですが、歳入合計の欄に予算現額は13億2,772万7,000円、その2つ隣の枠の収入額は13億2,692万4,220円で、予算現額と収入済額との比較は、右端の欄のとおり80万2,780円の減となっております。

次に、歳出ですが、歳出合計は次の4ページの欄、予算現額は13億2,772万7,000円、支出済額は12億7,696万1,579円で、予算現額と支出済額との比較は、右端の欄に記載のとおり5,076万5,421円となりました。

次の5ページに移りまして、こちらは実質収支に関する調書です。こちらをごらんいただきたいと思います。

この表の上段から4行目の3番、歳入歳出差引額につきましては4,996万2,000円となっております。

なお、平成22年度につきましては、（1）の継続費通次繰越額、（2）繰越明許費繰越額並びに（3）事故繰越し繰越額はありませんでしたので、5番の実質収支額も同様の歳入歳出差引額と同額4,996万2,000円となっております。

それでは、具体的な執行状況についてご説明いたします。恐れ入りますが、今度は資料、右

肩にナンバー 6 とある資料、A 4 横判の議案参考資料、こちらの資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入からご説明いたします。

一番上の表の分担金及び負担金につきましては、広域連合の運営経費として構成団体である県内の全市町村からご負担いただいているもので、収入額は12億7,186万859円であります。

なお、この資料の最終ページの22ページになりますが、一番最後のページに平成22年度の市町村の共通経費負担金決算額の市町村別一覧を掲載しておりますので、また後ほどご参考にごらんいただければと存じます。

続きまして、11ページに戻りますが、その分担金の下の国庫支出金の保険料不均一賦課負担金694万3,130円ですが、こちらは平成15年度から17年度までの1人当たり老人医療費につきましてが広域連合の1人当たり平均老人医療費と比べまして20%以上低かった市町村として、特例対象になっております小鹿野町の保険料を低く設定したことによる差額分について、国から負担金が交付されたものです。こちらは、次の県支出金にあるとおり、埼玉県からも同額として負担金の交付がされております。

次に、その下の国庫補助金の中の保険者機能強化事業補助金29万円は、被保険者代表等から意見を聞く場として設置しております後期高齢者医療懇話会の経費が補助対象に該当いたしまして交付を受けたものです。

次に、繰越金につきまして、こちら前年度繰越金は4,049万6,675円、平成21年度の決算の剰余金です。

これら歳入の合計は、合計欄の収入済欄に記載のとおり13億2,692万4,220円となりました。

続きまして、歳出の執行状況です。12ページをお開きいただきたいと思います。

まず、表の一番上の議会運営に係る経費ですが、こちらは支出済額は90万4,326円で、内容としては定例会を2回、臨時会を1回開催いたしまして、条例や予算議案及び人事承認議案など合計11の議案の審議を行ったところです。

次に、事務局運営に係る経費5,129万1,802円は、臨時職員に係る経費や各種システムの保守委託経費及び事務室賃貸料や消耗品購入などの経費です。

次に、会議開催等に係る経費50万2,730円は、後期高齢者医療懇話会委員に係る報償費や費用弁償及び会議室使用料などです。

次の13ページに移りまして、一番上の事務局職員に係る経費す2億6,203万5,656円は、一たん事務局職員の派遣元市町村で支給した職員給与等につきまして、負担金として広域から派遣元に支払ったものです。中ほどの保険料不均一賦課繰出金1,388万6,260円につきましては、歳入でも先ほどご説明いたしましたとおり、該当する小鹿野町分につきまして特別会計に繰り出

ししたものです。

これらの歳出の合計額は、一番下の合計欄の支出済額のとおり12億7,696万1,579円となっております。

また、一番下の歳入歳出差引残額につきましては4,996万2,641円で、この額は先ほど議決いただいた議案7号の補正の関係の繰越金の財源となったものです。

以上で平成22年度一般会計歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。慎重審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠田文男） ありがとうございます。

これより質疑を願います。

（発言の声なし）

○議長（篠田文男） ほかにありませんか。

17番、工藤議員。

○17番議員（工藤 薫） 懇話会を2回開催したということですが、この中で出たどのような議題について話し合われたのかという、その特徴的なことをお知らせください。

それと、会計処理の問題なんですけど、いつも不思議に思っていたんですが、一般会計から特別会計の繰り出しが12億の中で9億4,000万と、ほとんどがそれなんですけど、この事務経費繰出金については款が民生費で社会福祉費というふうになっているんですが、こういう区分の仕方は少し後期高齢者の会計の非常に特徴なんじゃないでしょうか。普通、他会計へ繰り出す場合は繰出金というふうな形で、受け入れるほうも総務費の中で総務費とか繰入金という形で受け入れるのではないかというふうに思いますが、この民生費という区分になるという款の立て方については、これをずっと始めからこういう形でなっているという、その理由がどういうことなのかわからないのでお願いいたします。

それと、あと事務職員33名というのは、定数に対して少ないわけですが、22年度の事業には潤滑に行われたのかどうかという、その点も伺います。

○議長（篠田文男） 花俣事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（花俣 寛） まず、1点目の懇話会、昨年度は9月と1月の2回開催しておりまして、第1回は保険料や医療給付の状況報告、また新たな高齢者医療制度についてを、第2回目は新たな国で検討されている高齢者医療制度の改革会議において行われた最終取りまとめ、また国保の広域化等支援方針についてなど、後期高齢者医療制度にまつわる諸問題についてご説明し、各委員からご意見をちょうだいしております。

2点目のご質問、繰出金9,400万が民生費というご質問ですが、こちらにつきましては、後期高齢者医療制度の開始当初、創設した当初に国から標準的な科目設定として示されたものに

基づき設定したものです。他の広域連合も、同様に科目設定を行い、特別会計への繰り出しにつきまして同様の取り扱いをしているものです。

それから、３点目の職員33名という現状ですが、確かに定数条例につきましては35名という状況の中で、現実には33名ということで派遣を各市町村からいただいているところですが、各市町村も定数削減等、厳しい中で、派遣について難しい状況があり、広域連合としても人事配置等、組織の中でいろいろと工夫をして、十分22年度につきましても対応をとれ、今のところうまく回っている状況です。

以上でございます。

○議長（篠田文男） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（篠田文男） これより討論に入ります。

まず、反対討論はありませんか。

17番、工藤議員。

○17番議員（工藤 薫） 私は、懇話会はもう少し頻繁に開いて、被保険者のご意見なども60万人超えるということでしたのでね、本当に75歳以上の方たちの意見が反映できるような場にしていかなければいけないというふうに考えます。

それと、職員についても35名ということですので、これだけ事務量がふえている中で、やはりそれは上限定数を守って、皆さんにお仕事をしていただけたほうがよかったかなというふうに思います。

以上です。

○議長（篠田文男） 賛成討論はありませんか。

16番、高橋和美議員。

○16番議員（高橋和美） それでは、議案第9号「平成22年度一般会計決算認定について」賛成の立場から討論いたします。

日本国内は、急速な高齢化が進展する中で、埼玉県も例外に漏れず、高齢社会に突入しつつあります。それに伴い、医療費も年々増大しており、広域連合は後期高齢者医療制度の安定的な運営を確保し、高齢者の安心と安全を支えるという重要な役割を担っております。

この一般会計は、そのための所定の事業が円滑に実施させるための基礎的な経費となっております。例えば、先ほど執行部から説明がありましたように、広域連合議会に係る経費や派遣職員の給与費あるいは事務局運営や会議開催に必要な経費であります。特に、後期高齢者医療制度の充実を目指して、被保険者の代表や有識者との懇話会の開催、市町村の関係課長との運営協議など、必要に応じて開催されており、関係団体や関係市町と緊密に連携を図りながら、

的確に事務が推進されてきたと感じております。

また、歳入につきましては、その大半は広域連合規約に基づいた負担割合による全市町村からの事務費負担金であり、それを意識した事務経費の執行となっています。こういった点にかんがみまして、議案第9号「一般会計決算認定」に賛成とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（篠田文男） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（篠田文男） なければ討論を終結いたします。

これより議案第9号「平成22年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（篠田文男） ありがとうございます。

起立者多数であります。

よって、本案は認定と決定いたしました。ありがとうございました。

◎議案第10号の上げ、説明、質疑、討論、採決

○議長（篠田文男） 引き続きまして日程第9、議案第10号「平成22年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について説明を求めます。

尾崎事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（尾崎康治） それでは、議案第10号「平成22年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、先ほどと同じ右肩にナンバー3とありますA4判横長の一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類をごらんください。

まず、歳入でございますが、8ページをお開きください。

歳入合計は、9ページの下段にありますとおり、予算現額4,692億9,954万4,000円に対して、2つ隣の収入額4,692億9,540万69円で、予算現額と収入済額との比較は、右端の欄に記載のとおり400万3,931円の減となっております。

次に、10ページの歳出ですが、全体の歳出合計は、次の11ページに記載してございますが、その予算現額4,692億9,954万4,000円に対して、支出済額4,622億9,783万8,612円で、予算現額と支出済額との比較は右端の欄に記載のとおり70億170万5,388円となっております。

次の12ページには、実質収支に関する調書がありますので、そちらをごらんいただきたいと存じます。

上段から4行目の3、歳入歳出差引額は69億9,770万1,000円となっております。

なお、平成22年度は（1）継続費通次繰越額、（2）繰越明許費繰越額並びに（3）事故繰越し繰越額はございませんでしたので、実質収支額も歳入歳出差引額と同額となっております。

それでは、具体的な執行状況につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、右肩にナンバー6とございますA4判横長の議案参考資料、こちらの17ページをお開きください。

まず、歳入からご説明いたします。

一番上の市町村支出金の保険料等負担金、現年・過年度分419億1,788万293円は、市町村が徴収した保険料が負担金として納付されたものです。

その下の保険基盤安定負担金68億7,302万4,954円は、低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者に係る保険料軽減補てん分として、市町村がその対象経費の4分の1を負担したものです。

その下の療養給付費負担金349億6,891万7,955円は、療養の給付等に係る市町村の定率負担金で、負担対象額の12分の1を負担いただいたものです。

次に、国庫支出金の国庫負担金、療養給付費負担金1,023億8,195万610円は、療養の給付等に係る国の定率負担金で、負担対象額の12分の3を受け入れたものです。

その下の高額医療費負担金14億6,493万9,452円は、レセプト1件につき80万円を超える高額な医療費に係る国の負担金を受け入れたものです。

その下の国庫補助金、調整交付金297億7,661万円、これは広域連合会における被保険者の所得格差による財政の不均衡を是正することを目的に、国から交付された普通調整交付金と長寿健康増進事業等に関し、国から交付された特別調整交付金を受け入れたものです。

その下の健康診査事業費補助金2億6,466万4,000円は、健康診査事業に係る国からの補助金です。

この表の一番下の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金26億5,242万2,886円は、被用者保険の被扶養者に係る保険料軽減措置分や低所得者の保険料軽減措置分等に係る国からの交付金です。

次に、県支出金ですが、国庫負担金と同様、療養給付費負担金や高額医療費負担金として合計で356億3,866万8,573円を受け入れたものです。

次に、支払基金交付金の後期高齢者交付金1,909億1,017万8,000円は、現役世代からの支援金として療養給付費等に係る各保険者からの交付金を受け入れたものです。

次に、18ページをごらんください。

上から2つ目、繰入金のうち、下段の基金繰入金の後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金は、先ほどご説明いたしました国からの交付金を基金により管理するよう指導されていることから、一たん基金に積み立てた後、必要に応じて特別会計から繰り入れたものでして、29億5,834万4,795円を繰り入れたものです。

その下の保険給付費支払基金繰入金は、保険料等の歳入不足分を補うため、59億6,834万1,000円を繰り入れたものです。

次に、繰越金の前年度繰越金120億3,928万507円は、平成21年度決算に係る剰余金です。

これら歳入の合計は、一番下の合計欄の収入済額欄のとおり、4,692億9,554万69円となっております。

続きまして、歳出の執行状況について、その概要をご説明いたします。次の19ページをごらんください。

まず、一番上の表、保険給付費に係る経費の一番上、療養給付費等の支出済額4,357億2,015万1,806円は、医科、歯科、調剤等の給付費及び柔道整復、あんま、マッサージ等の療養費として支給したものです。

その3つ下の高額療養費45億8,252万38円は、1カ月の自己負担額が一定の限度額を超えた場合、その超えた部分に係る払戻金として支給したものです。

次に、同じ表の一番下、葬祭費16億8,010万円は、被保険者が死亡した場合、葬祭執行者等に対し5万円を支給したものです。

次に、中段の表、保健事業に係る経費の健康診査委託料9億5,158万4,916円は、健康診査に係る市町村委託料で、受診者数は15万7,917人で、受診率は28%でした。

その下の市町村長寿健康増進事業費補助金2億1,795万8,475円は、国からの特別調整交付金を財源として市町村で実施した人間ドック助成事業等への補助です。

次に、下の表、レセプトの審査、点検等に係る経費の上段、審査支払手数料16億1,245万6,095円は、レセプトの一次審査業務並びに診療報酬等を医療機関等へ支払う業務を国保連合会に業務委託したものです。

次に、その下のレセプト管理システム運用委託料1億4,463万5,187円は、レセプトを電子化し、縦覧点検等が可能となるレセプト管理システムや電算標準システムにレセプト内容を取り込むもので、同システムの運用管理経費とあわせ、国保連合会へ委託費として支払ったものです。

次に、20ページをお開きください。

一番上の表、医療費通知に係る経費の医療費通知作成業務委託料7,523万168円は、医療機関等の受診状況を被保険者に通知するもので、年度内に3回発送したものです。

次に、下の表、広域連合電算システムに係る経費5億19万6,795円は、電算標準システムの運用に係る国保連合会への業務委託費や市町村端末等のリースに係る費用などでございます。

業務運営等に係る経費1億1,316万387円は、医療費通知、支給決定通知等に係る通信運搬費や通知用封筒作成等の経費です。

次の21ページをごらんください。

一番上の表、被保険者証、ミニガイド等の作成に係る経費4,526万5,919円は、被保険者証の作成やミニガイド、ポスター等の印刷物の作成にかかった経費です。

これら歳出の合計につきましては、ページの下、合計欄の支出済額のとおり、4,622億9,783万8,612円で、歳入歳出差引残額は69億9,770万1,457円となっております。

次に、主要施策の成果報告についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、右肩にナンバー4とございますA4横長、主要施策の成果報告書をごらんください。

1ページから12ページにかけて記載されております一般会計及び特別会計の決算状況につきましては、議案第9号の説明並びに、ただいまご説明いたしました特別会計の決算の状況と重複いたしますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

参考資料は、13ページから掲載しておりますので、概要をご説明いたします。

まず、14ページの被保険者の加入状況です。3月時点で、被保険者数は59万7,269人、人口に占める被保険者の割合は8.30%と増加傾向です。

また、次の15ページには、医療給付費等の支給状況、次の16ページには後期高齢者医療費等に係る決算状況を掲載しております。これを図表化したものが、次の17ページにありますので、こちらをごらんいただきたいと思います。これは、特別会計決算の中で後期高齢者医療制度の事務執行に係る経費を除いた療養の給付等の決算状況を取りまとめて図式化したもので、上段の図が歳入で中段の図が歳出です。下段に③決算剰余金を、最下段に④保険料繰越分を掲載しております。参考にしていただければと存じます。

以上、平成22年度特別会計歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。慎重審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（篠田文男） ありがとうございます。

これより質疑を願います。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（篠田文男） これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

17番、工藤議員。

○17番議員（工藤 薫） 平成22年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、反対いたします。

この年度は、医療費の見込みが当初では4,885億かかるということで積算をしておりました。けれども、実際かかった医療給付費は4,357億ということで、その乖離は約500億あります。高齢者のシステムとして、高めに医療費を見込み、それによる国や県などの負担金をいただくという、そういう構成になっているとは思いますが、その乖離が大変大きいというふうに思います。実際かかった医療費について精算が行われて返還はされますが、保険料については487億ということで入っておりますが、医療費が幾ら少なくて済んでも保険料については還付がないという仕組みになっています。したがって、決算の黒字というのは保険給付の基金の積立金という形で積み立てていくという形にシステム上なっています。私は、そういう根本的な会計の処理という構造上、私これはやはりおかしいというふうに思います。

また、健診費についても質問できませんでしたが、受診者は去年よりか、21年度よりかふえています。国庫補助金は減っています。そうした点もおかしいというふうに考えます。

この後期高齢者医療制度については、75歳以上の方を別枠にしていくということで、保険料が上がっていくという仕組みになっています。それで、この22年度の会計の中でも、その矛盾があらわれているというふうに指摘いたしまして、この決算は不認定といたします。

○議長（篠田文男） ありがとうございます。

賛成討論はありませんか。

16番、高橋和美議員。

○16番議員（高橋和美） 議案第10号「平成22年度特別会計決算認定について」賛成の立場から討論させていただきます。

高齢化の進展に伴い、埼玉県においては、先ほど広域連合長のあいさつの中にもありますが、被保険者数は60万人を超えております。この特別会計は、後期高齢者医療制度の事業執行に係る経費を計上したものであり、保険給付額も増加の傾向が見られますように、この制度は高齢者の健康と命を守るために必要な事業であると言えます。

平成20年度に制度がスタートした当時は、さまざまな混乱がありましたが、被保険者や県民の皆様方からさまざまな意見を参考に改善を図りながら、ようやく制度運営が安定してきたのではないのでしょうか。

歳入では、市町村からの負担金として、療養給付等の定率負担金のほか、被保険者からの保

険料収納分に係る納付金や保険料軽減補てん債、国や県からの定率負担金、保険料の軽減措置に対する交付金など、各事業に対する補助金等が適切に収入済みとなっております。

平成22年度特別会計に係る事業は的確に実施され、予算執行も適正になされておりますので、議案第10号「特別会計決算認定」に賛成とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（篠田文男） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（篠田文男） なければ、討論を終結いたします。

これより議案第10号「平成22年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」採決をいたします。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（篠田文男） 起立者多数であります。

よって、本案は認定と決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後3時08分

再開 午後3時15分

○議長（篠田文男） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（篠田文男） 日程第10、後期高齢者医療広域連合所管事務に対する一般質問を行います。

一般質問に関連する資料要求が工藤議員からあり、執行部より提出された資料をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

これより、お手元に配付した通告書のとおり順次質問を許します。

なお、議案質疑と重複する質問については避けるようお願いをいたしたいと思います。また、質問、答弁は簡潔明瞭をお願いをいたしたいと思います。

17番、工藤議員。

○17番議員（工藤 薫） 17番、工藤です。一般質問をいたします。

初めに、保険料の引き下げについてということで通告をいたしました。

保険料は、今期は下げましたが、埼玉県は全国6位といまだに高い水準にあります。平成24、25の保険料を引き下げ、少なくとも現状維持をすべきと考えますが、充当できる基金などの見通しはいかがでしょうか。

また、滞納している高齢者は低所得者の方が多いと予想されますが、どのような対策をとっていますか。資料要求として、滞納をしている方の所得階層別収納率というのでいただきまして、ありがとうございます。平成22、23年度については、前年度までの決算剰余金や保険給付基金の一部89億円を充てて、保険料を平均2,621円引き下げました。高齢者に大変喜ばれました。それでも、今平均7万1,609円という保険料は、全国第6位の高さでございます。高齢者の年金は、物価スライドなどによって減額をされており、県民にとって年金天引きの介護保険料、後期高齢者医療保険料は大きな負担となっていることは間違いございません。ぜひ、次回についても基金を活用し、引き下げ、少なくとも現状維持すべきだというふうに考えます。410億円を超える保険料を徴収いたしました、22年度決算によっても。医療費の実績に合わせて、国・県、市へは返還しますが、保険料は返還されずに基金に積み立てられるシステムになっています。当然、この基金は保険料の引き下げに充当すべきというふうに考えます。

また、いただいた資料によりまして、平成22年度の保険料旧ただし書き所得別滞納者人数で、滞納をしている方の総人数は1万656人、その所得階層別内訳の資料を見ますと、ゼロ円ということで、これは年金収入が153万円以下ということで、そういう方たちが6割を占めるということで、この資料を見ても一目瞭然のように、やはり所得の少ない方が滞納せざるを得ないという状況は明らかだというふうに思います。このような表を見て、どのような感想もありますでしょうか、どういうふうに対策をとっていかれるのか伺いたいということが1点目です。

次に、2点目です。保険料並びに一部負担金の減免について伺います。

減免制度の申請状況はいかがでしょうか。少ない場合、原因をどう考えますか。制度の周知については改善は図られたのでしょうかというので、減免の実施状況の資料をいただきました。これを見ますと、やはり1けたという申請状況でありました。それが20年度からは20件、21年度15件、22年度39件、23年度今現在、9月末で40件というふうに申請はふえておりますが、却下されているのも結構あります。この原因についても教えていただきたいというふうに思います。

例えば、23年度は収入が減っているという収入減少で6件の申請があり、却下6件というこ

とで全部却下ですね、これはどういうことなんでしょうか。そういうことで、せっかく少ない申請の中でも、全部減免が受けられないという状況が明らかとなりました。この状況の原因について教えてください。

また、制度の周知についてはいかがでしょうか。特に、埼玉県の後期高齢者連合の減免制度は大変すぐれたものがあります。私は、この条例第18条第1項の第2号、心身に重大な障害を受け、又は長期入院により収入が減少したと、入院しているために収入がないと、そういう方たちも減免対象にしているという大変高齢者にふさわしい減免要綱を持っております。それなのに、それに必要な書類は入院費の請求書や領収書の写しなども定めておりますが、この3年間、この長期入院による申請が1件もないと、これはどういうことなんでしょうか。いかに、この制度が知られていないということのあらわれだというふうに考えます。

ホームページには、連合長も努力していただきまして、一部負担金の減免、また保険料の減免についてきちんと条例と要綱どおりに記述をされております。けれども、これをしたとしても、やはり申請がないのはなぜだというふうにお考えでしょうか。やはり周知徹底が足りないというふうに考えざるを得ません。パンフレットを高齢者などにわかりやすく書いたり、病院の窓口でこういうこともポスターにするなど、そういうことを周知しない限り、この減免制度は活用が難しいというふうに考えます。どのような改善方が図られたのか伺います。

②です。被災県から避難して来られた方の減免は、全県でどんな状況でしょうか。また、一部負担金の免除期間の延長は厚労省に要望すべきではないでしょうか、伺います。

このいただいた資料によりますと、埼玉県は被災者の方は結構いらっしゃってしまして、保険料のほうは293件の申請があり、一部負担金のほうも193件の申請があります。けれども、埼玉県のホームページを見ましたら、埼玉におられる福島からの被災者は3,800人ということで、その中の75歳以上の方ですが、漏れなくこの制度が周知されているのかどうか、広域連合としての取り組みを伺います。

また、来年2月28日で、末日でこの免除制度が終わるということですが、今、福島に戻る可能性が少ない方が多いと思います。ぜひ、この免除制度の延長を厚労省に広域連合としても強く要望していただきたいと考えます。いかがでしょうか。

また、広域連合の一部負担金減免制度の要綱はどのように改善されたのでしょうか伺います。

もともと県の要綱は、国が定めている基準より幅広い減免を認めております。これがこのままより改善されているのかどうか伺います。

次に、健診の充実について伺います。

今年度の受診状況を伺います。また、受診率向上に向けて、今までの取り組みと今後の改善策を伺います。

また、これはホームページですが、生活習慣病で受診している方は必ずしも受診は必要ないという、こういう記述がありますが、これは削除してはいかがでしょうか。

言うまでもなく、疾病の早期発見、そして介護予防のために健診は大変重要でございます。広域連合も、この受診項目に貧血検査と心電図を追加しましたが、これをホームページでは掲載されていません。ぜひ、こうしたものもしっかりと掲示して、より魅力ある健診となっていることをアピールしてはいかがでしょうか。

東京都の受診率は50%だそうです。健診項目は、埼玉県のほうが多いのに、なぜこんなに違うのか、私もよくわかりません。このホームページ、私は高齢者の方にじかに送っている文面がどうなっているのかというのを調べておりませんが、もしホームページと同じものであれば大変問題だというふうに思いました。さっき言った検査項目の追加が書いてないということと、それから対象者は①刑事施設、労役所などに拘束されている方、②病院又は診療所に6カ月以上入院している方、③特定健診と同じ同等の健診を受けた方は対象者としないということが初めに大きく書いてあります。これだと、何か本当に、初めに刑務所みたいなことは書く必要はないとも思いますが、やはり健診を受けて皆さんの健康を守っていくということを初め大きくうたったほうがいいというふうに考えました。ぜひ、そうした文面の改善も、高齢者の方が進んで健診受けられるようにするべきではないかというふうに思います。

そして、最後に医療費の動向について伺います。

1人当たりの医療給付費はふえているようですが、どのように推移しているのでしょうか。また、ジェネリック薬品の活用は進んでいるのでしょうか。これも東京都の広域連合で見ましたが、日本ジェネリック医薬品学会が運営する情報サイト、ジェネリック医薬品とリンクをさせていて、自分が使用している医薬品名を入力すれば、検索ボタンをクリックして、ジェネリック医薬品を探すことができます。また、医薬品を積極的に取入れている病院や薬局を探すこともできるという、そういう患者さんの薬箱というのを高齢者連合のホームページでリンクしておりました。このジェネリックの薬剤師がどのくらい進んでいるかということが、もし明らかになるならば、この医療費の削減についても大変効果がありますので、この活用について伺います。

以上です。

○議長（篠田文男） 質問は終わりました。

答弁願います。

広域連合長。

○広域連合長（須田健治） それでは、工藤議員のご質問に順次お答えを申し上げます。

まず、1点目の保険料についてでございますけれども、ご案内のとおり、この保険料につき

ましては2年に一度決定をいたしまして、保険料を徴収させていただくと、こういう仕組みになっております。22、23につきましては、ご指摘のとおり繰越金、基金等もありましたので、引き下げをさせていただきました。今後、24、25の2年間の保険料について、今懇話会でいろいろご検討もいただいていると、意見をちょうだいしていると、こういう状況であります。

若干申し上げますと、平成22年度末の基金残高が約82億900万円、そして22年度、先ほど決算でもお示しをいたしました保険料の剰余金等が約58億3,000万円、これらは積み立てにさせていただいていますが、この積み立て加えますと基金残高と積立金で合わせまして140億円強になるわけです。

ただ、今年度保険料を2年間引き下げてまいりましたので、保険料の不足分を賄うために40億円強取り崩しも予定をいたしておりますので、これを引きますと100億円強の残になるだろうということであります。

工藤議員ご指摘のとおり、この約100億円を使って保険料を据え置きあるいは引き下げできないかと、こういうことですが、医療費の伸び、これも想定をしなければなりません。インフルエンザが1回はやると300億円強かかるとも言われております。そういった点も加味いたしますと、100億円強の繰り越しあるいは基金の残を使ったとしても、ちょっと今のところの見込みでは据え置きあるいは引き下げは、もちろん難しいと、こういう状況があります。懇話会の今後の検討経過も見ながら、慎重に決定をしていきたいと思っております。今後、議会にまたご提案を申し上げます。

次に、低所得者の方々の保険料軽減制度についてのご指摘と、滞納者の状況についてのご質問ございました。滞納をされている方の表につきましては、提出させていただいたとおりであります。

しかしながら、低所得者の方につきましては、保険料の軽減制度、再三にわたり改善をされました。均等割額でも8.5割軽減ということです。さらに、この年金収入が80万円以下の方々に他の所得がない場合、均等割額は9割軽減と、ここまで今軽減策が進んでいるわけです。そういう意味では、その保険料軽減はされているという認識をしております。

各市町村におきましても、分納制度を活用をしての徴収等に当たっていただいております。今後とも、低所得者の方には十分配慮した納付相談実施をしていただきたいと思っているところです。

次に、保険料と一部負担金の減免制度であります。減免申請、ご指摘のとおり減免には保険料の減免と、それから一部負担金の減免があるわけです。保険料の減免につきましては、平成20年度は20件の申請で8件の減免、21年度15件の申請で13件の減免、平成22年度は39件の申請で32件の減免と、それぞれ決定をしております。今年度はふえまして、9月末現在40件の申請

がございましたが、22件の減免を決定をしております。保険料減免につきましては、年々ふえている状況をご理解いただきたいと思います。

さらに、この保険料決定の通知を送付する際、減免について記載したしおり等も同封をさせていただきますして、周知の徹底を図っております。

一部負担金の減免申請でございますが、平成20年度はゼロ、平成21年度3件、平成22年度1件と、こんな状況でございます。今年度は10月末現在でも申請なしというところです。1件も申請がないということにつきましては、やはり被保険者の方に制度の理解が余りされていないのかなと、これはご指摘のとおりかと思えます。今後、被保険者の方へのお知らせだけではなくて、入院をしたりという状況になりますと、なかなかご本人はわからない場合もあるかと思えますので、ご家族の方にも周知が図られるような、そういった努力もしていかなければいけないかなと思っております。あわせて、市町村の窓口でも丁寧にわかりやすい説明をお願いをしたいと、このように思っておりますので、市町村へのお願いはしっかりとさせていただきたいと思えます。

次に、東日本大震災の関係で、被災県から転入された方の保険料減免のご質問であります。

3月11日以降、9月末までの申請であります。この被災県からの転入された方の申請293件ございました。これに対して、291件の決定をいたしております。2件の方は、関係なかった方でありました。

この状況の中で、一部負担金の減免ですけれども、9月末現在193件の申請があり、193件全額免除をさせていただいております。

ご質問の中にごございましたように、国では平成24年2月末でこの制度は終了と、こういうこととありますが、全国市長会等でもこれらにつきましては延長も必要ではないかと、こういう議論もされておりますので、今後、国においてはしっかりと要望方は図っていききたいと思っております。

私も、関東市長会の会長をやっておりますので、今後の会議の中でこれらにつきましては協議をさせていただきたいと思っております。

次に、一部負担金の減免要綱についてのご質問がございました。埼玉県の広域連合の基準でありますけれども、この一部負担金の基準は私どもの広域連合独自に設けておりまして、すべての項目で国の基準よりも大変広い範囲でこの減免基準を設けていると、こういうことが前からお話をしたとおりです。要綱の改正をする必要は今のところはないと、このように思っておりますので、ご指摘がございましたが、要綱の改正はいたしておりません。

次に、健診の充実についてのご質問であります。

受診状況でありますけれども、ご質問の中でもございましたが、やはり予防医療の充実、早

期発見、早期治療、これはもう当然重要なことであります。医療費の抑制にもつながるわけがありますので、この健診、健康診査、大いに受診をしていただくべくお願いをしているところです。

平成22年度の受診率は、先ほどの決算の中でもご説明申し上げました28.0%、本年度の実施計画書、県内市町村の実施予定ですが、県全体で32.4%ということですので、少しずつこの受診率は向上を図られていると、このように認識をしております。

また、22年度には懇話会の提言もありました貧血検査や心電図検査の2項目も追加をいたしまして、検査項目の充実も図っているところです。今後につきましては、低受診率の市町村もございますので、直接訪問をさせていただきまして、受診率向上に向けた対応策の検討等もお願いをし、連携をして向上へ向けて努力をしてまいりたいと思っております。

生活習慣病で受診している方の受診は必要ないという記述等についてのご指摘がございました。確かに、医療費の抑制という点からいきますと、余り不必要にこのいろいろな検診を受けることはないだろうというふうに思っております。早期発見、早期治療は重要であります、不必要な検診の受診は必要ないと思います。

ただ、余り抑制するような書き方、これは余り好ましくないということは承知をいたしておりますので、失礼のないような書き方にしたいと思います。ホームページ等で誤解を招く記述も一部見受けられましたので、適切な表現に改めてまいります。

最後に、1人当たりの医療費の推移とジェネリック医薬品の活用についてのご質問であります。

1人当たりの医療給付費ですが、毎年増加傾向にあります。平成20年度72万2,247円、1人当たりです。21年度74万5,390円、対前年度比で3.2%の増となりました。22年度ですが、さらにふえまして1人当たり76万4,748円、対前年度比で2.6%の増と、こういう状況でございます。これからも医療給付費、1人当たりの医療費はふえていくであろうというふうに思っております。

そこで、ジェネリック医薬品の活用ですが、私どもの広域連合のシステムでは、東京都のような確認機能はできないシステムになっております。そこで、埼玉県でこれら確認をいたしておりますので、県全体の使用状況について申し上げます。

平成22年度、ジェネリック医薬品の数量が23.3%、支払い額8.6%、こういう状況であります。21年度と比較しますと、数量で4ポイント、支払い額では1.5ポイントの伸びを示しているようでありまして、ジェネリック医薬品の活用が進んでいるということが、この数字でもわかりいただけるかと思えます。今後とも、このジェネリック医薬品の活用について努力できるような方策は検討をさせていただきたいと思っております。

1回目、以上でございます。

○議長（篠田文男） それでは、引き続きまして所管課長、答弁何かございますか。

尾崎事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（尾崎康治） では、私のほうから1点、工藤議員から減免申請の関係で却下が多いと、その理由は何かということでご質問いただきました。

保険料の減免につきましては、基本的に要件といたしまして収入減少、これは前年と比較して50%以上の減少、それから前年所得が600万円以下という基本的な要件があります。そういった要件に合致しなかったということで却下をしているというのが大きな理由です。

なお、減免の決定、却下に当たりましては、適切な判定を行えるように、市町村におきまして提出された書類だけではなくて、電話による聞き取りですとか、調査訪問などを行いまして、保険者の生活実態などの把握に努めて適切に対応しておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（篠田文男） そのほかありますか。

17番、工藤議員。

○17番議員（工藤 薫） それでは、再質問をいたします。

初めの保険料ですが、法定減免はされた上でのこの表だというふうに思うんですね。ですので、9割、8割、8.5割と連合長がおっしゃった、それぞれ均等割額のそれは減免された上での、この保険料に対する滞納状況ではないかというふうに考えますが、これはそうでしょうか。

それと、あと一目瞭然のように、やはり153万円といえ月額12万円ぐらいの年金の方ですね、所得の方の滞納が大変多いということは、もう歴然たるものです。こうした滞納の方たちへの広域連合の持っています保険料の減免要綱に当てはめるという点については、働きかけはどのようにされているのでしょうか、そこを伺います。

また、ちょっと意外だったのが、1,000万、2,000万という所得がある方についても滞納者がおられますが、こういうのはどういう事情によるものなのでしょうか、そこも伺っておきます。

それから、今却下された理由が所得が半分以下になっていないということだというふうに言われました。けれども、被災、災害のほうも却下があるんですが、私は災害を理由とした場合はほぼ100%減免されるというふうに感じていたんですが、例えば保険料のほうの減免について災害を理由とした方も、例えば23年度について34件の申請に対して12件が却下されています。これについてはどうしてでしょうか。保険料減免のを見ましたらば、家屋の損壊とか、それが最低でも2割損壊していれば減免が受けられるという状態になって、そういう条例なんですが、これも適用できなかったということなんでしょうか。広域連合は大変よくできていまして、損

壊の状況に応じて減免割合を決めているんですね、3段階に。それも全部当てはまっていなかったんでしょうか、そこを伺います。

それから、あと一部負担金の減免については、ぜひ参考にさせていただきたいのが千葉県の広域連合なんですけど、ここについてはホームページに大変おもしろいのが載ってまして、減免についての、後で見ていただきたいと思いますけど、この減免の要綱についてわかりやすく漫画つきで書かれております。こういうことも参考にさせていただきたいと思います。

今、連合長が減免については本人がわからない場合、家族にも周知していくと、また市町村窓口にもしていくということですが、具体的に何かポスターをつくるなり、文書でそれを通知するなりとした、そういった具体的な手だては何かされるのかどうか、再度伺います。

次に、健診についてはお答えはなかったですが、その2項目の追加についてはしっかりと当たったほうがいいというふうに考えますが、その点いかがでしょうか。

以上です。

○議長（篠田文男） 尾崎事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（尾崎康治） お答えいたします。

まず、滞納をしているような保険料につきましては、軽減後の保険料ということでございます。

それから、そういった方に対する取り組みにつきましては、先ほど連合長のほうでもお答えいたしましたが、市町村のほうで分納の活用等を進めまして、対応のほうをしております。

それから、金額が多くて滞納になっているケースはどういうケースかということですが、これにつきましてはいろいろなケースがあるかもしれませんが、典型的な例としては土地を一時的に売って多額の収入があったけれども、また次の年度は通常の年金とか、そういった収入しかないという場合ですね、なかなか納められないという部分かなというふうに考えております。

それから、災害の関係で減免が却下になった理由はどうかということですが、まず被災地からの方で却下になった例が2件ほどありました。これにつきましては、被災地からの転入前の被災ですとか、いわゆる例えば福島県から転入したんですが、福島県の被災地でないところからの転入の方が申請してきたとか、そういったケースかと思います。

そのほか、一般的な災害で却下になった例ですが、これはあくまでも要件があります。その要件に残念ながら合致しなかったということで却下になったということですので、ご理解賜ればと思います。

以上でございます。

○議長（篠田文男） 所管課長、どうぞ。

○給付課長（長谷部洋志） 一部負担金のご質問についてお答えをさせていただきます。

ご家族の方にも周知を図るという具体的な手だてはということです。今年度につきましては、

被保険者証一斉更新時に合わせまして、全員に小冊子、リーフレット、こういったものをお送りさせていただきました。これでは、ご本人あてということです。今後につきましては、市町村の広報等を通じて幅広く周知を図っていきたいと考えております。

それから、検診項目の追加です。ホームページ等でもっとアピールをしたらどうかというご意見です。ぜひ、参考にさせていただきまして、ホームページで検診の項目追加等につきましてはお知らせをしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（篠田文男） 17番、工藤議員。

○17番議員（工藤 薫） それでは、保険料の分納をしておられる方というのは、大体人数で出せるのでしょうか、伺います。

それと、ご答弁ありませんでしたが、実際この1万人を超える方たちへのその後の指導という点については、やはり分納だけではなくて、もしかして入院であるとか、事業の倒産であるとか、失業であるとか、いろいろな理由で減免に値する方もいるかもしれないわけですね、そうした点でのきめ細かな対策という点を市町村にきちんとその点を徹底していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

それから、ぜひ周知という点では、一部負担金というのはやはり窓口で払う医療費というふうにきちんと書いていただかないと、なかなか専門用語ですのでわかりませんので、そうした高齢者やご家族にもわかりやすい要綱という点で、ぜひ改善をしていただきたいと思います。その点はいかがでしょう。

それから、要綱については国より幅広い基準でやっているということで、本当に私は埼玉県すばらしいと思います。ぜひこれが、申請が少ないということがないようにして、県民の方を救済していただきたいと思います。

それと、災害でのあれがよくわかりませんが、これは家屋の損壊や災害で焼けた場合の9割、5割、2割というふうに何か3つに分かれていて、それぞれの減免があるんですが、それさえも一番少ない2割損壊したと、それさえもクリアできなかったということで災害の却下がこんなにあるのでしょうか、ちょっとそこがよくわからないんですね。

それと、この保険料の減免の分け方ですが、なぜ長期入院というか、埼玉県の特徴である18号の第2項である長期入院によるという、それが全く表の中にはないのか、その点を伺います。

それから、健診のほうでは、これは我が地元の新座市がやっているんですが、これは特定健診の健診項目についてきちんと色分けして、血液検査、貧血検査、心電図、眼底だけは選択ですが、こういうものがありますよということをホームページできれいに色分けして書いてあるわけです。受けてほしいということです。こういうものがあれば、せっかく医師会の要望で2

項目を追加したわけですから、これがやはり後期高齢者のほうでもきちんとPRすべきだというふうに思うんです。相変わらず、この健診については前と同じもので更新されていないわけです。75歳からの健診項目ということについては、身体測定と血中脂質検査と肝機能と血糖と尿検査だけだと、こういうことだったら、せっかく追加した項目が全然わからないわけです。これだったら、人間ドックはちょっとお金ないけれども、健診受けてみようというふうに思う方がふえると思います。普通の糖尿病などで受診している方も、血液検査までやる方は少ないし、心電図撮ってもらえるなら行こうかというふうに思うかもしれないわけです。ですので、この項目についてはぜひアピールしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（篠田文男） 尾崎事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（尾崎康治） お答えいたします。

分納状況については、現段階では把握してございません。

それから、滞納者への対応の関係につきましては、収納対策ということで市町村を助言をするということで、市町村訪問をしておりますので、そういった場ですとか、市町村の担当者の研修会、そういった場を通じて適切に対応していただくよう働きかけてまいります。

それから、入院の関係の事例につきましては、現段階では申請がないというような状況で、具体的にどういう実態というのは分析しておりません。

それから、災害による減免申請却下の具体的な理由、要件に合致しないというふうなお答えいたしました。過去の例では後期高齢者医療制度開始前ですとか、被保険者資格取得前の災害を理由として申請されたために却下したものです。

以上です。

○議長（篠田文男） そのほかに、答弁ございませんか。よろしいんですか。

（「3回終わりました」の声あり）

○議長（篠田文男） それでは、3回の質問並びに答弁も終了いたしました。

以上で17番、工藤議員の一般質問は終了いたしました。

これで、付議された事件の議事はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

◎広域連合長あいさつ

○議長（篠田文男） ここで、広域連合長からあいさつを行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

須田広域連合長。

○**広域連合長（須田健治）** それでは、議長から許可をいただきました。閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

本日は、大変お忙しい中、当広域連合第2回目の定例会、お願いをしたところですが、ご出席をいただきまして、提案をさせていただきましたすべての議案、可決また承認をいただいたところであります。まことにありがとうございました。

いろいろな課題もございます。まず、大きな課題は、24、25の2年間のこれからの保険料を幾らにしていくか、医療費も伸びておりますし、75歳以上の方もどんどんふえている、そんな中で保険料をどう設定をしていくかというのが今大きな課題であります。と同時に、国におきまして、この後期高齢者医療制度自体がどうなるのか、大変不透明な状況にございまして、工藤議員、一般質問でもお話ありましたけれども、いわゆる滞納の問題、これがこれからますますと申しますか、この広域連合制度を続けていきますと、滞納をしている方々に対して一生懸命徴収をしていただいている市町村と、余り、大変失礼な言い方すれば、一生懸命でない市町村との差が出てまいりまして、その辺の一生懸命頑張れば費用もかかります。そういった意味での市町村格差と申しますか、それもこれからの課題なのかなというふうにも思います。減免だけではなくて、滞納についても、これは大きな問題だというふうに私は思っております。

いずれにいたしましても、いろいろな課題を抱えながら、県民の皆様、75歳以上の方々の健康、医療を守るために、これからも当広域連合をしっかりと運営をさせていただきたいと思えます。篠田議長を初めとする議員の皆様方の特段のご協力もお願いいたしまして、お礼のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○**議長（篠田文男）** 本日ご出席をいただいております市長さん、町長さん、それぞれの議員の皆様方には本会議に対しましてご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○**議長（篠田文男）** これをもって、平成23年第2回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

本日は、まことにご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉会 午後3時59分

議 長 篠 田 文 男

署 名 議 員 安 藤 重 男

署 名 議 員 高 橋 督 儀

審 議 結 果 一 覽

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

広域連合長提出のもの（４件）

議 案 番 号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日	結 果
7	平成２３年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）	23.11.4	23.11.4	原案可決
8	平成２３年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）	〃	〃	〃
9	平成２２年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	原案認定
10	平成２２年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃	〃	〃

議

案

議 案 第 7 号

平成23年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

平成23年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ25,199千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,417,801千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年11月4日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		1,427,540	△75,161	1,352,379
	1. 負担金	1,427,540	△75,161	1,352,379
4. 繰越金		1	49,962	49,963
	1. 繰越金	1	49,962	49,963
歳入	合計	1,443,000	△25,199	1,417,801

(歳 出)		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民 生 費		1, 081, 051	△25, 199	1, 055, 852
	1. 社 会 福 祉 費	1, 081, 051	△25, 199	1, 055, 852
歳 出 合 計		1, 443, 000	△25, 199	1, 417, 801

議 案 第 8 号

平成23年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,207,160千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ506,949,160千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年11月4日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)		(単位 千円)			
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1. 市 町 村 支 出 金		88, 821, 183	52, 177	88, 873, 360	
	1. 市 町 村 負 担 金	88, 821, 183	52, 177	88, 873, 360	
2. 国 庫 支 出 金		148, 992, 085	172, 133	149, 164, 218	
	1. 国 庫 負 担 金	115, 543, 909	170, 967	115, 714, 876	
3. 県 支 出 金	2. 国 庫 補 助 金	33, 448, 176	1, 166	33, 449, 342	
		39, 574, 931	10, 347	39, 585, 278	
7. 繰 入 金	1. 県 負 担 金	39, 574, 929	10, 347	39, 585, 276	
		7, 737, 597	△25, 199	7, 712, 398	
8. 繰 越 金	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1, 081, 051	△25, 199	1, 055, 852	
		3, 000, 000	3, 997, 702	6, 997, 702	
歳 入 合 計	1. 繰 越 金	3, 000, 000	3, 997, 702	6, 997, 702	
		502, 742, 000	4, 207, 160	506, 949, 160	

(歳 出)		(単位 千円)			
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1. 総 務 費		1, 075, 294	1, 166	1, 076, 460	
	1. 総 務 管 理 費	1, 075, 294	1, 166	1, 076, 460	
6. 基 金 積 立 金		20, 000	6, 188, 072	6, 208, 072	
	1. 基 金 積 立 金	20, 000	6, 188, 072	6, 208, 072	
8. 諸 支 出 金		3, 150, 710	△1, 982, 078	1, 168, 632	
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 等	3, 150, 710	△1, 982, 078	1, 168, 632	
歳 出 合 計		502, 742, 000	4, 207, 160	506, 949, 160	

議 案 第 9 号

平成22年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定
について

平成22年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり
監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成23年11月4日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第3号の規定により、この案を提出する。

平成 22年度 一般会計 歳入歳出決算書

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 未 済 額 と の 比 較
1 分 担 金 及 び 負 担 金		1, 271, 862, 000	1, 271, 860, 859	1, 271, 860, 859	0	0	△1, 141
	1 負 担 金	1, 271, 862, 000	1, 271, 860, 859	1, 271, 860, 859	0	0	△1, 141
2 国 庫 支 出 金		7, 476, 000	7, 233, 130	7, 233, 130	0	0	△242, 870
	1 国 庫 負 担 金	7, 226, 000	6, 943, 130	6, 943, 130	0	0	△282, 870
	2 国 庫 補 助 金	250, 000	290, 000	290, 000	0	0	40, 000
3 県 支 出 金		7, 226, 000	6, 943, 130	6, 943, 130	0	0	△282, 870
	1 県 負 担 金	7, 226, 000	6, 943, 130	6, 943, 130	0	0	△282, 870
4 繰 越 金		40, 497, 000	40, 496, 675	40, 496, 675	0	0	△325
	1 繰 越 金	40, 497, 000	40, 496, 675	40, 496, 675	0	0	△325
5 諸 収 入		666, 000	390, 426	390, 426	0	0	△275, 574
	1 預 金 利 子	551, 000	264, 592	264, 592	0	0	△286, 408
	2 雑 入	115, 000	125, 834	125, 834	0	0	10, 834
歳入合計		1, 327, 727, 000	1, 326, 924, 220	1, 326, 924, 220	0	0	△802, 780
うち 現年予算		1, 327, 727, 000	1, 326, 924, 220	1, 326, 924, 220	0	0	△802, 780
うち 繰越予算		0	0	0	0	0	0

歳 出 (単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 議 会 費		1,334,000	904,326	0	429,674	429,674
1 議 会 費		1,334,000	904,326	0	429,674	429,674
2 総 務 費		356,131,000	314,422,558	0	41,708,442	41,708,442
1 総 務 管 理 費		356,002,000	314,366,558	0	41,635,442	41,635,442
2 選 挙 費		40,000	0	0	40,000	40,000
3 監 査 委 員 費		89,000	56,000	0	33,000	33,000
3 民 生 費		962,201,000	961,634,695	0	566,305	566,305
1 社 会 福 祉 費		962,201,000	961,634,695	0	566,305	566,305
4 公 債 費		61,000	0	0	61,000	61,000
1 公 債 費		61,000	0	0	61,000	61,000
5 予 備 費		8,000,000	0	0	8,000,000	8,000,000
1 予 備 費		8,000,000	0	0	8,000,000	8,000,000

(単位：円)

歳出

款		項		予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出との比較
歳	出	合	計	1,327,727,000	1,276,961,579	0	50,765,421	50,765,421
うち	現	年	予	算	1,276,961,579	0	50,765,421	50,765,421
うち	繰	越	予	算	0	0	0	0

歳入歳出差引残額
うち基金繰入額

49,962,641 円
0 円

平成 23 年 11 月 4 日 提 出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須田 健治

実質収支に関する調書

(単位：千円)

区	分	金	額
1. 歳入	総額		1,326,924
2. 歳出	総額		1,276,962
3. 歳入歳出差	引額		49,962
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額		0
	(2) 繰越明許費繰越額		0
	(3) 事故繰越し繰越額		0
	計		0
5. 実質収支	支額		49,962
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額			0

議 案 第 1 0 号

平成22年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

平成22年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成23年11月4日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須 田 健 治

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第3号の規定により、この案を提出する。

平成 22年度 後期高齢者医療事業特別会計 歳入歳出決算書

(単位：円)

歳入	款	項	予算現額	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額の比較
1市	町	支出金						
			82,897,958,000	83,759,823,202	83,759,823,202	0	0	861,865,202
	1市	町村負担金	82,897,958,000	83,759,823,202	83,759,823,202	0	0	861,865,202
2国	庫	支出金	135,982,743,000	136,574,156,464	136,574,156,464	0	0	591,413,464
	1国	庫負担金	103,846,890,000	103,846,890,062	103,846,890,062	0	0	62
	2国	庫補助金	32,135,853,000	32,727,266,402	32,727,266,402	0	0	591,413,402
3県	支	出金	35,638,672,000	35,638,668,573	35,638,668,573	0	0	△3,427
	1県	負担金	35,638,670,000	35,638,668,573	35,638,668,573	0	0	△1,427
	2財	政安定化基金支出金	1,000	0	0	0	0	△1,000
	3県	庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000
4支	払	基金交付金	192,408,884,000	190,910,178,000	190,910,178,000	0	0	△1,498,706,000
	1支	払基金交付金	192,408,884,000	190,910,178,000	190,910,178,000	0	0	△1,498,706,000
5特別 高 額 交 付 金	業	医療費共同事業交付金	62,217,000	80,334,333	80,334,333	0	0	18,117,333
	1特別	高額医療費共同事業交付金	62,217,000	80,334,333	80,334,333	0	0	18,117,333
6財	産	収入	7,800,000	7,415,050	7,415,050	0	0	△384,950
	1財	産運用収入	7,800,000	7,415,050	7,415,050	0	0	△384,950

歳 入 (単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 未 済 額 と の 比 較
7 繰 入 金		9,888,887,000	9,888,320,490	9,888,320,490	0	0	△566,510
	1 一 般 会 計 繰 入 金	962,201,000	961,634,695	961,634,695	0	0	△566,305
	2 基 金 繰 入 金	8,926,686,000	8,926,685,795	8,926,685,795	0	0	△205
8 繰 越 金		12,039,281,000	12,039,280,507	12,039,280,507	0	0	△493
	1 繰 越 金	12,039,281,000	12,039,280,507	12,039,280,507	0	0	△493
9 諸 収 入		373,102,000	397,363,450	397,363,450	0	0	24,261,450
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2,000	0	0	0	0	△2,000
	2 預 金 利 子	40,000,000	11,768,402	11,768,402	0	0	△28,231,598
	3 雑 入	333,100,000	385,595,048	385,595,048	0	0	52,495,048
歳入合計		469,299,544,000	469,295,540,069	469,295,540,069	0	0	△4,003,931
うち 現年予算		469,299,544,000	469,295,540,069	469,295,540,069	0	0	△4,003,931
うち 繰越予算		0	0	0	0	0	0

(単位：円)

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		1,028,259,000	1,009,519,849	0	18,739,151	18,739,151
	1 総務管理費	1,028,259,000	1,009,519,849	0	18,739,151	18,739,151
2 保険給付費		451,576,046,000	444,858,938,312	0	6,717,107,688	6,717,107,688
	1 療養諸費	444,571,651,000	438,149,015,412	0	6,422,635,588	6,422,635,588
	2 高額療養諸費	5,323,895,000	5,029,822,900	0	294,072,100	294,072,100
	3 その他医療給付費	1,680,500,000	1,680,100,000	0	400,000	400,000
3 県財政安定化基金拠出金		460,632,000	460,632,000	0	0	0
	1 県財政安定化基金拠出金	460,632,000	460,632,000	0	0	0
4 特別高額医療費共同事業拠出金		62,217,000	60,238,581	0	1,978,419	1,978,419
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	62,217,000	60,238,581	0	1,978,419	1,978,419
5 保健事業費		1,356,457,000	1,169,543,391	0	186,913,609	186,913,609
	1 健康保持増進事業費	1,356,457,000	1,169,543,391	0	186,913,609	186,913,609
6 基金積立金		7,794,706,000	7,794,320,164	0	385,836	385,836
	1 基金積立金	7,794,706,000	7,794,320,164	0	385,836	385,836
7 公債費		40,000,000	0	0	40,000,000	40,000,000

(単位：円)

歳出	款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額と の比較
		1 公債費	40,000,000	0	0	40,000,000	40,000,000
8 諸	支出金		6,974,227,000	6,944,646,315	0	29,580,685	29,580,685
		1 償還金及び還付加算金等	6,974,227,000	6,944,646,315	0	29,580,685	29,580,685
9 予	備費		7,000,000	0	0	7,000,000	7,000,000
		1 予備費	7,000,000	0	0	7,000,000	7,000,000
歳出		合 計	469,299,544,000	462,297,838,612	0	7,001,705,388	7,001,705,388
うち	現	年 予 算	469,299,544,000	462,297,838,612	0	7,001,705,388	7,001,705,388
うち	繰越	予 算	0	0	0	0	0

歳入歳出差引残額 6,997,701,457 円

うち 基金繰入額 0 円

平成 23 年 11 月 4 日 提 出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 須田 健治

実質収支に関する調査

(単位：千円)

区	分	金	額
1. 歳入	総額		469,295,540
2. 歳出	総額		462,297,839
3. 歳入歳出	差引額		6,997,701
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額		0
	(2) 繰越明許費繰越額		0
	(3) 事故繰越し繰越額		0
	計		0
5. 実質収支	収支額		6,997,701
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額			0